

鳴門教育大学機関リポジトリ要項

平成26年6月19日
学 長 裁 定
改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「リポジトリ」とは、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の役員・教職員及び学生が作成した教育・研究の成果等（以下「成果等」という。）を収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(統括責任者)

第3 リポジトリの管理を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(審議等)

第4 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、鳴門教育大学附属図書館運営委員会の議を経て、附属図書館長が決定する。

(登録者)

第5 リポジトリに成果等を登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍した役員・教職員及び学生
- (2) その他統括責任者が適当と認めた者

(登録できる成果等)

第6 リポジトリに登録できる成果等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) リポジトリに成果等を登録しようとする者又はその代表者（以下「登録希望者」という。）が本学在籍中に作成、又は作成に関わった成果等であること。
- (2) 公開に当たり、法令、学内諸規則の規定等及び公序良俗に反しないこと。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) ネットワークを通して安全に公開できること。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者が適当と認めた成果等は、リポジトリに登録することができる。

(登録手続等)

第7 登録希望者は、別記様式第1号又は第2号による申請書を統括責任者に提出し、リポジトリの登録承認を得るものとする。

2 前項の承認を得た登録希望者は、リポジトリの登録システムを通じて成果等を登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、統括責任者は、登録希望者の申出により、附属図書館職員に成果等の登録作業を代行させることができる。

(登録された成果等の管理)

第8 統括責任者は、リポジトリに登録された成果等を次に掲げる方法により取り扱うものとする。

- (1) 当該成果等を複製し、リポジトリを構成するサーバに保存する。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な媒体変換を行う。

2 統括責任者は、ネットワークを通じて成果等を利用する者(以下「利用者」という。)に対し、著作権法を遵守するよう周知するものとする。

(著作権に係る利用許諾)

第9 成果等の著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 成果等の著作権が、登録希望者のみに帰属している場合、登録希望者は本学に対し、第8第1項に掲げる取扱いを無償で許諾する。
- (2) 成果等の著作権が、登録希望者を含め複数の者に帰属している場合、登録希望者は本学に対し、第8第1項に掲げる取扱いを無償で許諾することについて、あらかじめ他の著作権者から同意を得ておかなければならない。
- (3) 成果等の著作権が、登録希望者以外に帰属している場合、登録希望者は第8第1項に掲げる取扱いを無償で許諾することについて、あらかじめ著作権者から同意を得ておかなければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- (4) 成果等がリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(成果等の削除)

第10 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録された成果等を削除することができる。

- (1) 当該成果等を登録した者(以下「登録者」という。)から削除の申請があり、統括責任者がこれを承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果等である、又は内容が著しく不適切等の理由により、統括責任者が削除することが適当であると判断した場合

(免責条項)

第11 登録された成果等の内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

2 本学は、登録された成果等を利用することによって生じた利用者又は登録者のいかなる損害又は不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(事務)

第12 リポジトリに関する事務は、教務部学術情報推進課附属図書館事務室が担当する。

(その他)

第13 この要項に定めのない事項については、関係者間で協議の上、統括管理者が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 鳴門教育大学機関リポジトリ運用指針(平成21年学長裁定)は、廃止する。

鳴門教育大学機関リポジトリ登録申請書（個人用）

統括責任者 殿

下記の教育・研究の成果等について、「鳴門教育大学機関リポジトリ要項」に従い、鳴門教育大学機関リポジトリへの登録を申請します。

記

氏名	
所属	
連絡先	Tel : E-mail:
教育・研究成果等の タイトル (論文名など)	
出版物及び 出版事項	(出版物タイトル, 出版者, 巻, 号, 掲載頁, 発行日など)
共著者の 同意確認	<input type="checkbox"/> 共著者なし <input type="checkbox"/> 全ての共著者から許諾済み
特記事項 (登録・公開の 条件)	

<注意事項>

- 1 この申込書をもって、教育・研究の成果等に関する著作権のうち、複製と公衆送信について許諾をいただいたものとみなします。ただし著作権を譲渡していただくものではありません。(要項第8及び第9参照)
- 2 記載された情報は、本来の目的外の用途には使用しません。

鳴門教育大学機関リポジトリ登録申請書（編集委員会用）

統括責任者 殿

下記の教育・研究の成果等について、「鳴門教育大学機関リポジトリ要項」に従い、鳴門教育大学機関リポジトリへの登録を申請します。

記

紀要名	
登録を希望する巻号	
発行団体名	
代表者名	
担当者連絡先	氏名 : Tel : E-mail:
特記事項 (登録・公開の条件)	

<注意事項>

- 1 この申込書をもって、教育・研究の成果等に関する著作権のうち、複製と公衆送信について許諾をいただいたものとみなします。ただし著作権を譲渡していただくものではありません。(要項第8及び第9参照)
- 2 登録を希望しない論文が含まれている場合には、特記事項に記入してください。
- 3 記載された情報は、本来の目的外の用途には使用しません。